

平成31年4月

## 剣道用具安全基準の検査要領

### 1 検査の目的

本大会においては、剣道用具の安全性・公平性の観点から、本大会要項の順守を目的とし以下の要領で検査を実施する。

### 2 剣道用具確認証の提出及び竹刀計量・検査の方法（手順）

#### (1) 「剣道用具確認証」の取り扱い

検査員は、監督者または選手から大会で使用する剣道用具についての「剣道用具確認証」の提出を受け、内容の不備等ないことを確認し、竹刀の計量・検査を行う。

#### (2) 竹刀形状を目視及び手指により検査する。

- ① 竹刀のささくれ、破損、ビニールテープ等を巻く行為はないか。
- ② 安全性を著しく損なう加工、形状の変更がなされていないか。
- ③ 先革、中結(位置 1/4)、弦等付属品の安全性に問題ないか。
- ④ ちくとう部に安全性を損なう不自然な隙間や大きな隙間はないか。
- ⑤ 竹刀のちくとう検量計測部位からひと節目、中結部付近、ふた節目の順で対辺及び対角値が太くなっていく形状で十分な太さはあるか。

#### (3) 従来のおり竹刀の全長及び先革の直径の太さを測定する。

- #### (4) ゲージ（新）を使用し、ちくとう直径（対角値）、先革長の測定を行う。 （ちくとう部の計測は、弦を外側に向けて計測した後、内側にも向けて計測し、二方向とも計測する。二方向とも基準値を満たしていない場合は不合格とする）

#### (5) 竹刀の重さの計量を行う。

#### (6) 上記の計量・検査に合格した竹刀（竹刀柄革中央内側）に検印を押す。

### 3 試合場での確認と処理

#### (1) 竹刀について

- ① 審判主任及び審判員による検印等の確認。
- ② 対戦チーム等からの疑義の申し立てによる検印等の確認。

※剣道試合・試合審判規則第19条、第36条関係により処理する。

## (2) 小手について

- ① 審判主任及び審判員は目視により確認し、疑義がある場合は審判主任の指示で係員が監督または選手立会いのもと検査を行う。  
規格外と判断したものについては罰則を設けず、次回以降の出場大会での是正を促す。
- ② 対戦チームからの疑義の申し立てについては認めない。
- ③ 検査の方法は、該当者が肘を付いた状態で手首の可動部分までを測定し、その 1/2 を以って判断する。
- ④ 布団部のえぐりの深さは小手ふとん最長部との長さの差が 2.5 cm 以内かどうかで判断する。

## (3) 面及び剣道着について

公平性と対戦相手への影響は大きくないと考えることから、選手本人の試合での安全性確保についての義務は、「剣道用具確認証」の提出を以ってなされていると解釈しているため、規格外のものを使用した試合者には、試合終了後、原則、審判主任から監督（登録のない場合は選手）に注意を行い、次回以降出場大会での是正を促す。

- (4) 当該団体戦または個人戦の第 1 回目の試合場には、「剣道用具確認証」の写しを備え、検量責任者の確認印を以って剣道用具の使用に関しての資料とし、確認が必要な場合に使用する。第 1 回目の試合の終了を以って大会本部が回収する。

- (5) 剣道用具に不備があった場合は、「剣道用具確認証」の内容に誤りがあったと判断し、当該団体（都道府県）の責任において是正するよう書面をもって通知する。

※ (2) (3)については、当該団体戦または個人戦の第 1 回目の試合のみ確認し、以降の試合での確認、注意を必要としない。

表1 竹刀の基準(一刀の場合)

	対象	大学生・一般			
		中学生	高校生(相当年齢の者も含む)	大学生・一般	
長さ	男女共通	114センチメートル以下	117センチメートル以下	120センチメートル以下	
重さ	男性	440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上	
	女性	400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上	
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上	20ミリメートル以上

表2 竹刀の基準(二刀の場合)

	対象	大学生・一般		
		大刀	小刀	
長さ	男女共通	114センチメートル以下	62センチメートル以下	
重さ	男性	440グラム以上	280~300グラム	
	女性	400グラム以上	250~280グラム	
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	19ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	19ミリメートル以上

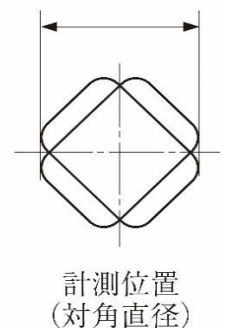
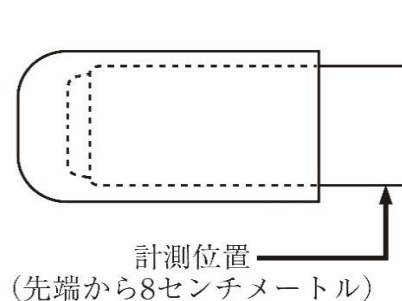
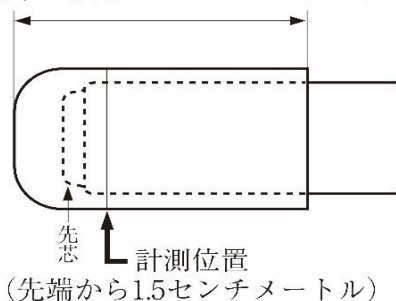
第2図

付 剣道試合・審判運営要領

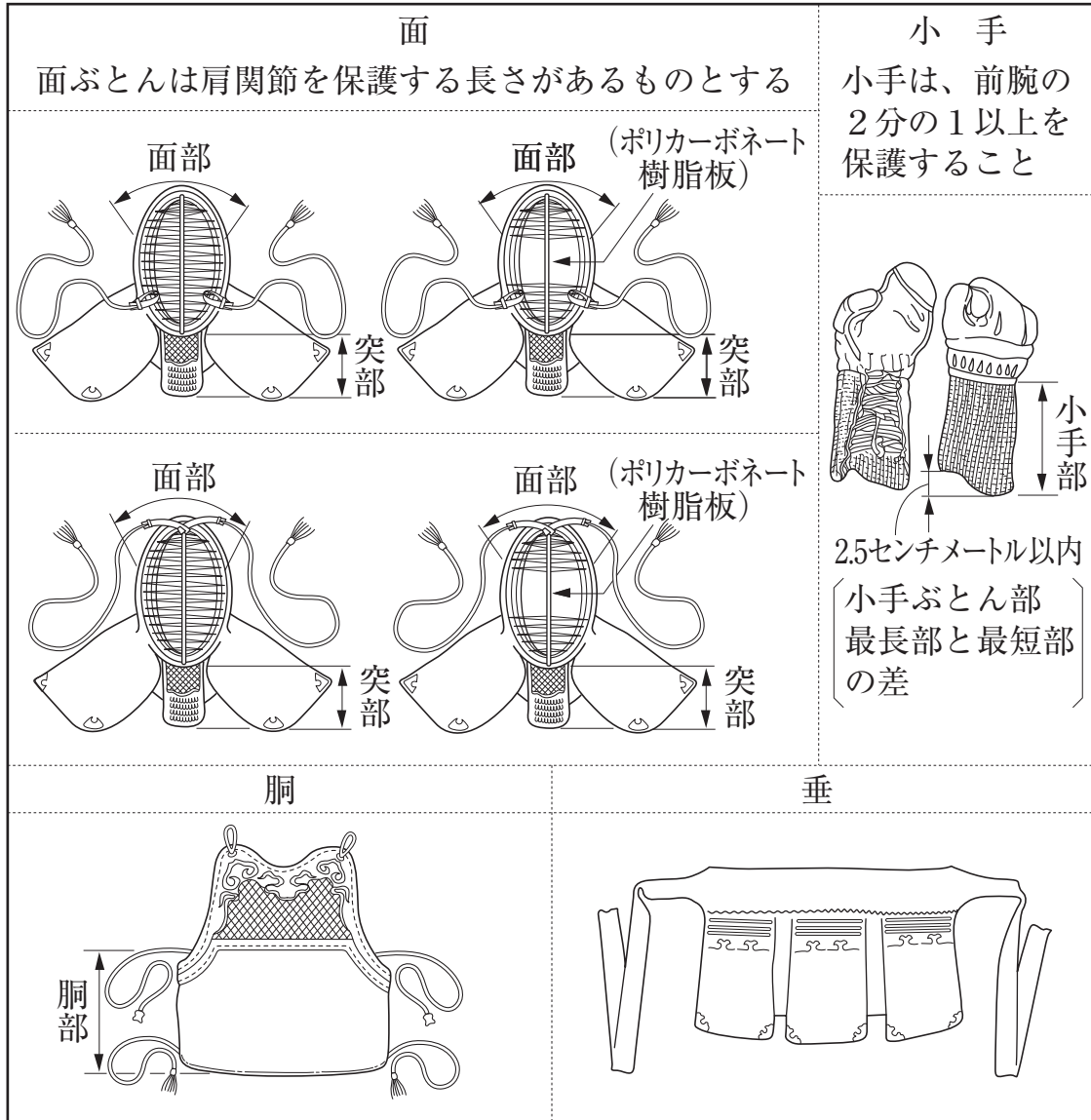
<竹刀の先革長、先端部最小直径値の計測方法>

<ちくとうの最小直径値の計測方法>

先革の長さ5センチメートル以上



第3図 剣道具および打突部位



※面ぶとん、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。

# 剣道試合・審判規則改正新旧対照表

## 剣道試合・審判規則及び細則

新	旧
<p>(細則)第2条</p> <p>規則第3条(竹刀)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 竹刀の構造は四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。<u>ピース(四つ割りの竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。</u>各部の名称は第2図のとおりとする。</p> <p>2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鐙)を含まない。太さは先革先端部最小直径(対辺直径)およびちくとう部直径(竹刀先端より8センチメートルのちくとう対角最小直径)とする。<u>また、竹刀は先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなるものとする。</u></p> <p>(規則)第4条(剣道具)</p> <p>剣道具は、面、小手、胴、垂を用いる。</p> <p>(細則)第3条</p> <p>規則第4条(剣道具)は、第3図のとおりとする。</p> <p>1. ポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。</p> <p>2. 面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。</p> <p>3. 小手は、前腕(肘から手首の最長部)の2分の1以上を保護し、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。</p> <p>4. 小手ぶとん部のえぐり(クリ)の深さについては、小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5センチメートル以内とする。</p> <p>(細則)第3条の2 (新設)</p> <p><u>剣道着の袖は、肘関節を保護する長さを確保したものとする。</u></p> <p>(細則)第15条</p> <p>規則第17条第1号の不正用具とは、規則第3条に規定する竹刀(細則第2条で定める規格を満たしているものに限る)および同第4条に規定する剣道具(第3図に図示する面、小手、胴、垂)以外のものをいう。なお、細則第3条第2号から第4号および同第3条の2の基準に合致しない剣道具または剣道着は当面の間、不正用具としない。この場合、試合終了後に審判員から注意を与える。</p> <p>②規則第17条4号の「場外」は次のとおりとする。</p>	<p>(細則)第2条</p> <p>規則第3条(竹刀)は、次のとおりとする。</p> <p>1. 竹刀の構造は四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。各部の名称は第2図のとおりとする。</p> <p>2. 竹刀の基準は、表1および表2のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鐙)を含まない。太さは先革先端部最小直径とする。</p> <p>(規則)第4条(剣道具)</p> <p>剣道具は、面、小手、胴、垂れを用いる。</p> <p>(細則)第3条</p> <p>規則第4条(剣道具)は、第3図のとおりとする。ただし、ポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。</p> <p>(細則)第15条</p> <p>規則第17条4号の「場外」は次のとおりとする。</p>

審判主任	試合場主任	検査所責任者

## 剣道用具確認証

一般財団法人 長野県剣道連盟会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

日付：\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

所属：\_\_\_\_\_

氏名：\_\_\_\_\_印

記

1) 竹刀関連：検査本数：合計\_\_\_\_\_本（大会検査所提出本数）

- 竹刀の長さ（全長）が適正
- 竹刀の重さが適正
- 竹刀の先革先端部の太さ（対辺）が適正
- 先から 8cm 部分のちくとう部の太さ（対角）が適正
- 先革の長さが適正
- 中結の位置（＝全長の約 1/4）が適正
- 各ピース（竹）の間の隙間がない
- 破損・ささくれはない
- 不当な付属品を使用していない
- 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない

2) 小手関連

- こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の 1/2 以上を保護している
- 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が 2.5cm 以内である
- 小手頭部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3) 面関連

- 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
- 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4) 剣道着関連

- 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上

※大会の竹刀検査所に竹刀の検査と同時に提出してください。

※剣道用具確認証の □ の欄にチェック（☑）をしてください。